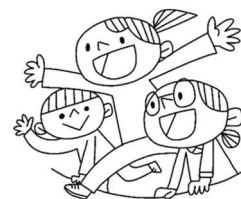


令和8年度 尼崎市立児童ホーム入所児童募集要項

入所申請の手続きは、毎年必要です



1. 入所申請の受付について

令和8年4月1日からの利用を希望される方は、一次募集期間に申請してください。

・一次募集

受付場所	受付期間	受付時間
郵送・オンライン (市役所児童課あて)	令和7年 11月1日(土)～12月1日(月) ※消印有効	—
児童課 (市役所北館2階)	令和7年 12月1日(月)～12月12日(金) ※土曜日・日曜日は除く	午前9時～ 午後5時30分

※オンライン申請につきましては、8ページをご確認ください。

・二次募集 一次募集受付終了後、定員に満たない児童ホームのみ二次募集を行います。(定員の空き状況につきましては、裏表紙記載の市報ID検索番号やQRコードをご利用いただき、令和8年2月1日以降に尼崎市のホームページをご覧ください)

受付場所	受付期間	備考
郵送・オンライン (市役所児童課あて)	令和8年2月1日(日)～2月13日(金)	郵送は <u>2月13日(金)必着</u>

※児童課での受付は行いませんが、申請に関する相談は、電話または窓口にて承ります。

・随時募集 (令和8年4月1日からの利用はできません。)

一次・二次募集受付終了後、利用を希望される方は、随時募集期間に申請してください。

受付場所	受付期間	備考
郵送・オンライン (市役所児童課あて)	令和8年3月2日(月)以降	—

２．児童ホームとは

保護者が労働等により、昼間家庭にいない児童を対象に、放課後等に安心して過ごせる生活の場を提供し、児童の状況や発達段階に応じた主体的な遊びや生活を通して、児童の健全な育成を図ることを目的としており、市内すべての小学校の敷地内で運営しています。

３．児童ホーム利用対象

尼崎市に住所を有する小学校１年生から６年生までの児童で、保護者が次のいずれかの要件に該当すること。

※一次募集・二次募集で申請される方は、令和８年４月１日時点で次の要件を満たす必要があります。

※随時募集で申請される方は、利用を希望する日の１か月前から申請可能です。

	要 件	詳 細
1	労働	①終業時刻が午後２時を過ぎる労働。<u>(終業時刻が午後２時ちょうどの場合は対象外です)</u> ②始業時刻が午後４時より前の労働。 ①②の時間での労働が<u>日曜日・祝日を除き、月１２日以上</u>あること。 ※深夜勤務の労働も対象になる場合があります。詳細はお問い合わせください。 ※育児休業中の方は対象外です。 ただし、<u>令和８年５月１０日までに復職</u>される方は、令和８年４月１日からの利用申請の<u>対象となります</u>（一次募集及び定員に空きがある施設の二次募集のみ）。令和８年５月１１日以降に復職される方については、復職日が１～１０日の方は、復職月の前月１日から入所可能で、前々月１日から申請可能です。復職日が１１～３１日の方は、復職月の１日から入所可能で、前月１日から申請可能です。詳しくは児童課までお問い合わせください。
2	在 学 (就労のためのものに限り)	在学しており、当該学校における授業等が、上記労働と同程度の日数・時間であること。
3	求 職 活 動	求職活動中である場合。(離職日等より <u>６か月以内</u> であること)
4	疾病・障害等	病気や心身の障害等により、放課後、適切な保育が困難な場合。
5	介護・看護等	親族を常時介護するなど、放課後、適切な保育が困難な場合。

４．児童ホーム開所日時

※祝日、年末年始（１２月２９日～１月３日）は開所しています。

開 所 日		開 所 時 間	延長育成 (入所決定後に別途申請が必要です)
月曜日 ～ 金曜日	学校の授業日	下校時～午後５時	午後５時～午後７時 ※保護者等のお迎えが必要です。
	学校休業日	午前８時１５分～午後５時	
土曜日		午前８時１５分～午後５時	—

５．費用等 ※令和７年１１月１日現在の金額であり、令和８年度は変更となる場合があります。

項 目	費 用	備 考
児童育成料	１０，０００円（月額）	児童育成料および、児童育成延長料に関しては所得状況に応じた減免制度があります。 減免制度につきましては５ページを参照してください。
児童育成延長料	１，８００円（月額）	
スポーツ安全保険料	４００円（年額）	スポーツ安全保険料８００円のうち半額は市で負担するため、保護者負担は４００円となります。児童が安心して活動できるよう、児童ホームの入所児童には、スポーツ安全保険に加入していただきます。
おやつ代	１，６６５円（月額）	父母会がおやつ提供している児童ホームは、費用が異なります。各施設にお問い合わせください。

※児童育成料等に滞納がある方は、至急納付してください。滞納がある場合、利用の許可はできません。

6. 入所申請提出書類について

受付期間内に、以下の書類を揃えてご提出ください。
書類の不備があれば受付をすることができませんのでご注意ください。

① 児童ホーム入所申請に関する誓約書兼同意書（必須）

児童ホームの利用にあたり、必ず全ての項目を読んでいただき、誓約及び同意（事実婚等含む保護者全員）をお願いします。きょうだいで申請される場合は、原本とコピーでの提出が可能です。

② 児童ホーム入所申請書（必須）（令和8年度申請用）

記入例のとおり、太枠内の記載事項に漏れがないようご記入ください。また、学年は令和8年4月の学年をご記入ください。

減免申請をお忘れなく！

③ 児童育成料減免申請書（令和8年度申請用） 詳しくは5・6ページにあります。

④ 就労証明書等 児童ホームの必要性を証明する書類（必須）

下表の要件に応じ、保護者全員（事実婚等含む）の証明書等が必要です。きょうだいで申請される場合は、原本とコピーでの提出が可能です。

	要 件	必 要 書 類
1	労働	就労証明書（★） 所定の用紙（<u>児童ホーム申請用</u>）で提出してください ※内閣府の定める標準的様式で提出する方は、就労先の方に<u>就労証明書不足事項確認票</u>（注）（★）もご記入いただいたうえ、添付してください。 ※自営業の方は、前年の確定申告書や開業届の写し等、業務内容の分かるものを添付してください。 ※育児休業中の方は、復職後に再度、就労証明書の提出が必要です。 ※採用予定の方は、採用後に再度、就労証明書の提出が必要です。
2	在学 （就労のためのものに限り）	①在学証明書（★） ②時間割等、在学期間と授業等の日数・時間がわかる書類 ①②両方 ※<u>4月以降に再度、令和8年度の在学証明書及び時間割等の提出が必要です。</u>
3	求職活動	雇用保険受給資格者証、離職票、卒業証明書、卒業見込み証明書のいずれかの写し ※<u>離職日（卒業日）より6か月以内に就労証明書の提出が必要です。</u>
4	疾病・障害等	診断書（注）（★）もしくは障害者手帳等の写し
5	介護・看護等	①介護等申立書（注） ②被介護者等の状況がわかる書類 →診断書（★）、障害者手帳等の写し、施設通園証明書（★）等 ①②両方 ※別居の方を介護している場合は、必要に応じて別途書類の提出を求める場合があります。

（注）就労証明書不足事項確認票や診断書、介護等申立書は所定の用紙があります。尼崎市のホームページからダウンロードしていただくか、児童課・こどもクラブ・児童ホームにてお渡しいたしますので、お申し出ください。

（★）の書類は、証明日から3か月以内のものに限りです。

⑤ **児童状況表**（該当者のみ）

特別支援学級へ在籍（予定）、療育手帳・障害者手帳や診断書等をお持ちの方、児童ホームでの生活に特別な支援が必要と思われる方は、**児童状況表**を記入し、併せて**療育手帳・障害者手帳のコピーや診断書等**を提出してください。児童状況表は、尼崎市のホームページからダウンロードしていただくか、児童課・こどもクラブ・児童ホームにてお渡しいたしますので、お申し出ください。

なお、児童ホーム入所決定後、児童課から面談の連絡をさせていただく場合があります。

⑥ **申立書**（該当者のみ）

調整区域を含む校区外通学をされている（予定している）方や、住民票と実際の居住地が異なる方、別居中や離婚調停中の方は、申立書に理由を記入していただきます。申立書には所定の用紙があります。尼崎市のホームページからダウンロードしていただくか、児童課・こどもクラブ・児童ホームにてお渡しいたしますので、必要な方はお申し出ください。記入内容等、ご不明な点がございましたら児童課までお問い合わせください。きょうだいで申請される場合は、原本とコピーでの提出が可能です。

⑦ **住民票の写し**（該当者のみ）

尼崎市外に住民登録がある方は、発行日より3か月以内のもので、**家族の世帯全員分（事実婚を含む）の住民票の写し**の提出が必要です。きょうだいで申請される場合は、原本とコピーでの提出が可能です。

※入所申請後、申請内容について変更が生じた場合は速やかに申し出るとともに、変更後の書類を提出してください。また、申請内容に相違が判明した場合、入所許可を取り消す場合があります。

※提出いただいた申請書類はお返しできません。コピーが必要な方はあらかじめご自身でコピーをお取りください。

7. 入所決定について

- ・一次募集 … 2月中旬頃に決定通知を発送予定です。
- ・二次募集 … 2月下旬頃に決定通知を発送予定です。
- ・随時募集 … 随時、決定通知を発送いたします。

※一次募集で入所が決定された方は、**入所説明会を2月下旬（予定）**に行います。

日程等、詳細については、2月中旬発送予定の決定通知同封書類にてお知らせいたします。

※二次募集及び随時募集で入所が決定された方は、入所決定後、児童ホームに連絡をしていただき、入所説明会の日程を指導員と調整して、入所説明を受けていただきます。

※複数クラスの児童ホームは、入所決定後にクラス分けを行います。クラスの希望やクラス決定後の変更希望はお受けできません。

※延長育成の利用をご希望の方は、決定通知同封書類にて詳細をお知らせいたしますので、入所決定後に申請してください。

※おやつのお断りについては、決定通知同封書類にて詳細をお知らせいたします。アレルギーのある児童、その他健康上の理由により何らかの影響がある児童は、児童課または児童ホームにお問い合わせください。

※入所申請後、または入所決定後に申請を取り下げる場合は、届け出が必要です。詳しくは児童課までお問い合わせください。

8. 「児童育成料減免申請」について

下記の表の区分に該当される場合は、保護者からの申請により児童育成料が減免されます。また、きょうだいで児童ホームに入所する場合、減免申請書を提出することにより、第2子以降（兄・姉）は下記表の（ ）内の金額（該当区分月額額の2分の1の金額）になります。なお、おやつ代、保険料の減免はありません。

・児童育成料減免区分表

区分	該 当 世 帯	児 童 育 成 料 < 月 額 >
区分 A	・生活保護法による被保護世帯 ・令和7年度市民税（※）が非課税（所得割・均等割ともに0円）のひとり親等の世帯	0円
区分 B	・令和7年度市民税（※）が非課税（所得割・均等割ともに0円）で上記以外の世帯 ・罹災の場合	2,500円 (1,250円)
区分 C	・令和7年度市民税（※）の所得割が15万円未満の世帯	5,000円 (2,500円)
区分 D	・令和7年度市民税（※）の所得割が15万円以上22万5千円未満の世帯	7,500円 (3,750円)
減免なし	・令和7年度市民税（※）の所得割が22万5千円以上の世帯	10,000円 (5,000円)

・児童育成延長料減免区分表

区分	該 当 世 帯	児 童 育 成 延 長 料 < 月 額 >
区分 A	・生活保護法による被保護世帯 ・令和7年度市民税（※）が非課税（所得割・均等割ともに0円）のひとり親等の世帯	0円
減免なし	・上記以外の世帯	1,800円 (900円)

（※）令和6年1月1日から令和6年12月31日までの所得にかかる市民税

- ※ 減免区分は、税額控除（寄付金控除、住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税額控除等）適用前の市民税所得割課税額に基づき判定します。
- ※ 平成22年度の税制改正において、年少扶養控除及び16歳から18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分が廃止されていますが、これらの扶養控除の廃止がなかったものとして計算します。
計算式：減免計算時の市民税の所得割＝市民税の所得割額－（@19,800円×16歳未満の扶養親族人数＋@7,200円×16歳以上19歳未満の扶養親族人数）
- ※ 地方分権一括法により、指定都市のみ市町村民税の税率が6%から8%に変更されたことに伴い、指定都市居住者に不利益が生じないように、税源移譲前の旧税額により計算します。

指定都市一覧(令和7年8月現在 総務省ホームページより)
札幌市・仙台市・さいたま市・千葉市・川崎市・横浜市・相模原市・新潟市・静岡市・浜松市・名古屋市 京都市・大阪市・堺市・神戸市・岡山市・広島市・北九州市・福岡市・熊本市

児童育成料減免申請の提出書類については6ページをご覧ください。

★ 児童育成料減免申請の提出書類について

下記の書類が必要です。減免申請書は児童1名につき、1枚必要です。きょうだいで申請される場合、添付書類は原本とコピーでの提出が可能です。

対 象		提 出 書 類
必 須	減 免 を 希 望 す る 世 帯	・ <u>児童育成料減免申請書</u> （令和8年度申請用の所定の用紙で提出してください） ※令和7年1月1日時点で尼崎市に住所がある方は、市県民税課税額証明書を提出する必要はありません。
（ 該 添 付 者 の 書 類 の み ）	生 活 保 護 受 給 世 帯	・ 生活保護受給証明書（使用目的に「児童ホーム申請」と記載されたもので、発行日より <u>3か月以内</u> のものを提出してください）
	非 課 税 の ひ と り 親 等 の 世 帯	・ 母子家庭等医療費受給者証、児童扶養手当証書、または戸籍全部事項証明書（発行日より <u>3か月以内</u> のもの）など、母子・父子世帯と分かる書類のコピーいずれか1点
	離 婚 調 停 中 の 場 合	・ 裁判所からの呼出状や離婚調停申立書のコピー ・ 申立書（所定の用紙があります）
	災 害 に よ る 損 害 を 受 け た 場 合	・ 罹災証明書（家屋の半分程度以上の損害を受けた場合）
	令 和 7 年 1 月 2 日 以 降 に 尼 崎 市 に 転 入 さ れ た 方	・ <u>令和7年1月1日時点で住民登録をしていた市町村が発行する『令和7年度市県民税課税額証明書（令和6年1月1日から令和6年12月31日までの所得が記載された証明書）』</u> （配偶者控除を受けている方は不要です） ※取得方法については、令和7年1月1日時点で住民登録していた各自治体にお問い合わせください。
	海 外 に 赴 任 し て い る 方	・ 2024年の収入がわかるもの（所定の用紙があります） 海外赴任で日本に住所がなかった世帯は、2024年（2024年1月1日から2024年12月31日）の日本国外での総収入が分かる書類を添付してください。国内で所得のあった場合は、その所得についての書類も併せて添付してください。

9．募集定員数

（令和7年度現在）

児童ホーム名	定員数	児童ホーム名	定員数	児童ホーム名	定員数	児童ホーム名	定員数
明城	80人（*）	潮	80人（*）	立花西	60人	武庫南	40人
竹谷	40人	浜	60人	水堂	40人	武庫の里	40人
金楽寺	80人（*）	大庄	40人	立花北	40人	園田	100人（*）
七松	40人	成徳	40人	名和	60人	園田北	80人（*）
難波	60人	わかば西	40人	塚口	100人（*）	上坂部	160人（**）
難波の梅	80人（*）	大島	40人	尼崎北	80人（*）	園田南	152人（**）
長洲	40人	浜田	40人	武庫北	40人	小園	100人（*）
清和	40人	成文	40人	武庫東	60人	園和	100人（*）
杭瀬	60人	立花	60人	武庫庄	100人（*）	園和北	60人
浦風	40人	立花南	100人（*）	武庫	80人（*）	園田東	40人
下坂部	40人	（*）は2クラス制、（**）は4クラス制					

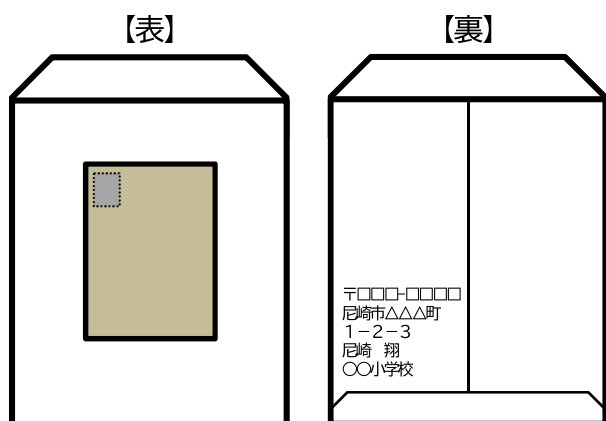
※上記は令和7年度の定員数を掲載しています。令和8年度については変更となる場合があります。

令和8年度入所申請の郵送受付について

- ・一次募集は令和7年12月1日（月）消印有効、二次募集は令和8年2月13日（金）必着といたします。
- ・提出書類が揃っていない場合は、受付できません。提出書類を揃えて郵送してください。
- ・郵便料金が不足している場合や締切日以降の郵送での申請は、受付できませんのでご注意ください。
- ・郵便事故については責任を負いかねます。郵送物の到着を確実に確認されたい場合は、特定記録郵便等をご利用ください。
- ・きょうだいで申請される場合は1つの封筒に同封してください。
- ・ファクスでの提出はできません。
- ・令和7年度随時募集の申請は、原則、郵送での受付は行っていません。詳しくは令和7年度の募集要項をご覧ください。

封筒に下記の【宛先&チェックシート】を切り取り貼付し、送付してください。

また、封筒の裏面には、住所・児童氏名・小学校名をご記入ください。



【宛先&チェックシート】

切手をお貼りください	〒660-8501 尼崎市東七松町 1丁目23番1号 尼崎市こども青少年局 保育児童部 児童課 宛
令和8年度児童ホーム入所申請書 在中	
封をする前に書類をご確認ください	
☐ 児童ホーム入所申請に関する誓約書兼同意書	
☐ 児童ホーム入所申請書	
☐ 児童育成料減免申請書 (減免申請に係る添付書類 含む)	
☐ 就労証明書など、児童ホームの必要性を証明する書類 (保護者全員分)	
☐ その他必要な提出書類 (児童状況表、申立書、住民票の写しなど)	
☐ 提出書類は全て令和8年度申請用であり、 未記入の項目がない	
☐ 郵便料金が不足はない	
令和8年度児童ホーム入所申請 郵送受付期間 一次募集 令和7年11月1日（土）～12月1日（月）消印有効 二次募集 令和8年 2月1日（日）～ 2月13日（金）必着	

書類を入れる上での注意点

詳しくは3～6ページをご覧ください。

- ・児童ホーム入所申請に関する誓約書兼同意書
きょうだいで申請される場合は、原本とコピーでの提出が可能です。
- ・児童ホーム入所申請書
申請児童1名につき、1枚必要です。
- ・児童育成料減免申請書
申請児童1名につき、1枚必要です。
- ・就労証明書
きょうだいで申請される場合は、原本とコピーでの提出が可能です。
証明日から3か月以内のものを提出してください。

オンライン申請について

令和8年度尼崎市立児童ホーム入所申請については、オンライン申請での申請が可能です。

画面の案内に従って必要な情報を入力していただくと、申請に必要な書類が自動的に作成されます。

オンライン申請では、就労証明書等の添付書類をお手元にご用意いただければ、土曜・日曜・祝日でも申請可能です。

受付期間

一次募集 令和7年11月1日（土）0：00 ～ 令和7年12月1日（月）23：59

二次募集 令和8年2月1日（日）0：00 ～ 令和8年2月13日（金）23：59

※一次募集で定員に満たなかった児童ホームのみ

随時募集 令和8年3月2日（月）0：00 ～

※令和8年4月1日からの利用はできません

必ず下記QRコードを読み取り、「令和8年度 尼崎市立児童ホーム入所児童募集」ホームページ内の

【オンライン申請をされる前に】をお読みください。

※大変申し訳ありませんが、スマートフォン等の機種ごとに操作が異なる場合や、機器の不具合、誤操作によるトラブルの対応が難しいため、オンライン申請の操作方法については、個別での対応はいたしかねます。

操作が困難な場合は、郵送または窓口での申請をご検討ください。提出書類に関しましては、電話または窓口にてお問い合わせください。

《問い合わせ先》

尼崎市こども青少年局 保育児童部 児童課

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号 市役所北館2階

電話番号 06-6489-6937

ファクス 06-6489-6938

<https://www.city.amagasaki.hyogo.jp>（市報ID検索番号 1026384）

